

フィリピン
発明に関する規則
2008年改正

Duly noted by the Philippine Embassy Tokyo

目次

第1部 定義

規則 100 定義

第2部 特許性

規則 200 特許を受けることができる発明

規則 201 発明の法定分類

規則 202 特許を受けることができない発明

規則 203 新規性

規則 204 先行技術

規則 205 不利にならない開示

規則 206 進歩性

規則 207 当該技術の熟練者

規則 208 産業上の利用性

第3部 特許を受ける権利

規則 300 特許を受ける権利

規則 301 出願に出願人として記名することができる者

規則 302 委託によりなされた発明

規則 303 雇用中になされた発明

規則 304 先願主義

規則 305 優先権

規則 306.1 複合優先権

規則 306.2

規則 306.3

規則 306.4

規則 307 外国出願の認証謄本

第4部 特許出願

規則 400 特許出願

規則 401 手数料の納付

規則 402 書類への標記；受領確認

規則 403 願書の様式：庁の出願様式

規則 404 願書

規則 405 発明の開示及び説明

- 規則 406 有効な開示の基準
- 規則 407 明細書の内容
- 規則 408 生物学的材料及び微生物に関する出願の要件
- 規則 409 許可される前の生物学的材料及び微生物に関する出願の要件
- 規則 410 発明の名称
- 規則 411 要約
- 規則 412 禁止事項
- 規則 413
- 規則 414.1 図面に必要な写真平版法への最適化についての統一基準
- 規則 414.2 用紙及びインク
- 規則 414.3 図面用紙の大きさ；仮想線
- 規則 414.4 文字及び黒の線
- 規則 414.5 線の数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない
- 規則 414.6 図面の縮尺は十分に大きくする
- 規則 414.7 参照文字及び数字
- 規則 414.8 署名の位置
- 規則 414.9 図面の名称
- 規則 414.10 図面用紙における大きな図の位置
- 規則 414.11 フローシート及び図表
- 規則 414.12 IPO 公報の図面の要件
- 規則 414.13 参照記号
- 規則 414.14 写真
- 規則 414.15 図面に記載してはならないもの
- 規則 414.16 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される
- 規則 415 クレーム
- 規則 416 クレームの様式及び内容
- 規則 417 手数料が生じるクレーム
- 規則 418 出願書類の提示
- 規則 419 ひな形提出の要求
- 規則 419.1 ひな形の要件
- 規則 419.2 ひな形に用いるべき材料；実用模型
- 規則 419.3 ひな形の出願人への返還時期
- 規則 419.4 係争事件の証拠物件として提出されたひな形
- 規則 420 弁護士又は代理人の雇用の勧め
- 規則 421 居住する代理人の指名
- 規則 422 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

第 5 部 特許出願をすることができる者

- 規則 500 特許出願をすることができる者
- 規則 501 出願人の死亡、心神喪失の場合
- 規則 502 譲渡された発明及び特許

- 規則 503 法人の定義
- 規則 504 権限の証拠
- 規則 505 署名の形式

第 6 部 出願日及び方式審査

- 規則 600 出願日の要件
 - 規則 600.1 不完全な出願
 - 規則 600.2
- 規則 601 出願日の認定
- 規則 602 遅れて提出した又は紛失した図面
- 規則 603 方式審査
- 規則 604 発明の単一性
 - 規則 604.1
- 規則 605 発明の単一性の要件
- 規則 606 要求の再考
- 規則 607 分割の要求についての不服申立
- 規則 608 異なる発明に係るクレームのその後の提示
- 規則 609 種の選択
- 規則 610 選択されない発明の分離出願
- 規則 611 分割出願
- 規則 612 対応する外国特許出願に関する情報
 - 規則 612.1
 - 規則 612.2 不遵守

第 7 部 分類及び調査

- 規則 700 分類及び調査
- 規則 701
 - 規則 701.1 知的所有権調査報告の内容

第 8 部 出願の公開及び審査請求

- 規則 800 出願の公開
- 規則 801 公開前の秘密保全
- 規則 802 第三者の意見
- 規則 803 実体審査請求
 - 規則 803.1
- 規則 804 公開後の出願に付与される権利
- 規則 805 引用及び参照

第 9 部 出願審査；特許出願審査手続の内容；一般的考慮事項

- 規則 900 出願は一方的に行われる
- 規則 901 手続は審査官と出願人との間の係争である

- 規則 902 出願人は自己の利益を図るものとされている
- 規則 903 出願人にとって価値のある審査官の不利な予備的処分
- 規則 904 予備的拒絶を文字通りに解釈してはならない；審査官は単に助けになるよう努めている
- 規則 905 審査官はすべての出願について第 1 審管轄権を有する；局長への不服申立
- 規則 906 審査の順序
- 規則 907 審査の内容，審査官による処分
- 規則 908 審査官による処分の完全性
- 規則 909 クレームの拒絶
- 規則 910 未公開の，取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない
- 規則 911 出願人による応答
- 規則 912 再審査及び再審理
- 規則 913 最終拒絶又は処分
- 規則 914 特許出願の実用新案出願への変更
- 規則 915 並行出願の禁止

出願人による補正

- 規則 916 出願人による補正
- 規則 917 審査官による最終処分後の補正
- 規則 918 補正及び修正が要求される場合
- 規則 919 開示の補正
- 規則 920 クレームの補正
- 規則 921 補正の方法
- 規則 922 補正事項の記入及び検討
- 規則 923 図面の補正
- 規則 924 補正事項の補正
- 規則 925 明細書の差替
- 規則 926 クレームの番号
- 規則 927 補正許可の拒絶に係る申請
- 規則 928 審査官との面接；面接が許可されない場合

出願人による応答の期間；出願の取下

- 規則 929 期限までに応答しなかった場合の出願の取下
- 規則 930 出願の回復
- 規則 931 出願の明示の取下

第 10 部 特許の付与

- 規則 1000 特許の付与
- 規則 1001 特許の内容
- 規則 1002 特許の付与の公告
- 規則 1003

規則 1004 特許の存続期間

第 11 部 年金

規則 1100 年金

規則 1101 出願の公開日

規則 1102 年金の不納，猶予期間

第 12 部 出願又は特許に影響するその他の手続

第 1 章 特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録

規則 1200 特許又は特許出願の譲渡証の様式

規則 1201 ライセンスを含む特許又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

規則 1202 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する

規則 1203 譲渡証その他の証書又はライセンスの記録日はこれらの提出日とみなされる

規則 1204 特許証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる

規則 1205 記録上の譲受人は庁の手続において行為することができる

第 2 章 特許の権利放棄，訂正及び補正

規則 1206 特許の権利放棄

規則 1207 庁による錯誤の訂正

規則 1208 出願における錯誤の訂正

規則 1209 特許における変更

規則 1210 補正又は訂正の様式及び公告

規則 1212 発明の譲渡

規則 1213 共同所有者の権利

第 13 部 申請及び不服申立

規則 1300 審査官の職務の内容

規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請

規則 1302 局長への不服申立

規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

規則 1304 不服申立の期間及び方法

規則 1305 不服申立人の準備書面が必要である

規則 1306 審査官の答弁

規則 1307 不服申立人の応答

規則 1308 長官への不服申立

規則 1310 局長の見解

規則 1311 上訴裁判所への上訴

最終規定

第 1 条 通信

- 第 2 条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金
- 第 3 条 実施
- 第 4 条 廃止
- 第 5 条 可分性
- 第 6 条 認証謄本の提供
- 第 7 条 施行

第1部 定義

規則100 定義

別段の定めがない限り、次の用語は、本条規則に規定する意味を有する。

- (a) 「局」とは、庁の特許局をいう。
- (b) 「局長」とは、特許局長をいう。
- (c) 「長官」とは、知的所有権庁の長をいう。
- (d) 「審査官」とは、特許局の上級職員又は一般職員であって、出願を審査する権限を与えられた者をいう。当該上級職員又は一般職員の役職又は正式呼称は、庁の組織編制に伴って変わる場合がある。
- (e) 「IP法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第8293号をいう。
- (f) 「IPO公報」とは、知的所有権庁の刊行物であって、IPフィリピンのウェブサイト <http://www.ipophil.gov.ph> を通じて公衆に公開する電子公報を含め、IP法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (g) 「庁」とは、知的所有権庁をいう。
- (h) 「規則」とは、この一連の規則及び特許局長が作成し長官が承認する実務規則をいう。

第 2 部 特許性

規則 200 特許を受けることができる発明

人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能である技術的解決は、特許を受けることができる。(IP 法第 21 条)

規則 201 発明の法定分類

発明は、次のものであるか又は次のものに関連するものとする。

- (a) 有用な機械
 - (b) 物
 - (c) 前記の何れかの方法又は改良
 - (d) 微生物、及び
 - (e) 非生物学的及び微生物学的方法
- (IP 法第 21 条)

規則 202 特許を受けることができない発明

次のものは、特許による保護から除外される。

- (a) 発見、科学の理論及び数学的方法
 - (b) 精神的活動の遂行、遊戯又は事業行為に関する計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム
 - (c) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。本規定は、これらの方法の何れかにおいて使用するための物及び組成物には適用しない。
 - (d) 植物の品種、動物の品種並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法。本規定は、微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法には適用しない。
 - (e) 美的創作物、及び
 - (f) 公序良俗に反するもの
- (IP 法第 22 条)

規則 203 新規性

発明は、先行技術の一部を構成する場合は、新規であるとみなされない。(IP 法第 23 条)

規則 204 先行技術

先行技術は、次のものからなる。

- (a) 書面又は口頭による開示により、実施により、又はその他の方法で、発明を主張する出願の出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されているすべてのもの。フィリピンにおけるものでない先使用は、外国で普及していても、当該先使用が印刷文書又は有形の形式で開示されていない場合は、先行技術の一部を構成することができない。
- (b) IP 法第 44 条に基づき公開され、フィリピンにおいて出願され又は効力を有し、かつ、当該出願の出願日又は優先日より前の出願日又は優先日を有する特許出願、実用新案登録又は意匠登録の全内容。ただし、IP 法第 31 条に基づいて先の出願の出願日を正当に主張する出願は、当該先の出願日において有効な先行技術であるものとし、かつ、双方の出願の出願人

又は発明者が同一でないことを条件とする。(IP 法第 24 条)

2 以上の出願が同一の発明に関して独立して出願され、後の出願が最先の出願又は先の出願が公開される前に出願された場合は、後の出願の出願日又は優先日以後に IP 法第 44 条に基づき公開された先の又は最先の出願の全内容は、後の出願の新規性を損なうものとする。

規則 205 不利にならない開示

出願の出願日又は優先日の前 12 月の間における当該出願に含まれている情報の開示は、それが次の場合に該当するときは、新規性の欠如を理由として出願人を害さないものとする。

(a) 発明者によるものである場合

(b) 外国の特許庁、又は局若しくは庁によってなされた場合であって、当該情報が、(a) 発明者がした別の出願に記載され、当該官庁によって開示されるべきではなかったとき、又は(b) 発明者から直接又は間接にこれを得た第三者により当該発明者の認識又は同意なく行われた出願に記載されているとき、又は

(c) 発明者から直接又は間接に当該情報を得た第三者によってなされた場合

(a) の適用上、「発明者」は、当該出願の出願日において特許を受ける権利を有していた者をいう。

(IP 法第 25 条)

規則 206 進歩性

(a) 発明を主張する出願の出願日又は優先日において、当該発明が先行技術に照らして「当該技術の熟練者」にとって自明でない場合は、その発明は進歩性を有する。(IP 法第 26 条)

(b) 進歩性を評価する際は、出願日又は優先日の前に公衆の利用に供されている先行技術のみを考慮する。

規則 207 当該技術の熟練者

当該技術の熟練者とは、関連する日において、当該技術について一般的知識とされているものを知っている通常の実務家とみなされる者をいう。その者は、相互に、かつ、関係技術に十分に関連するあらゆる事項について知識を有し、また、発明者が関与した個々の課題に合理的に関係するあらゆる技術について知識を有するとみなされる。その者はまた、実務及び実験作業について通常的手段及び能力を有しているものとみなされる。

規則 208 産業上の利用性

何れかの産業において製造し、かつ、使用することができる発明は、産業上の利用性を有するものとする。(IP 法第 27 条)

第3部 特許を受ける権利

規則 300 特許を受ける権利

特許を受ける権利は、発明者、その相続人又は譲受人に属する。2以上の者が共同して発明した場合は、特許を受ける権利は、共同でこれらの者に属する。(IP法第28条)

規則 301 出願に出願人として記名することができる者

出願は、現実の発明者が、又はその相続人、法定代理人若しくは譲受人の名義で、これを行うことができる。

規則 302 委託によりなされた発明

契約に別段の定めがない限り、当該業務を委託した者が当該特許を所有する。(IP法第30条(30.1))

規則 303 雇用中になされた発明

従業者が雇用契約中に発明をなした場合は、特許は、次の者に属する。

(a) 発明行為が従業者の正規の職務の一部でない場合は、従業者が使用者の時間、設備及び材料を使用したときでも、従業者

(b) 発明が正規に課された職務の遂行の結果である場合は、別段の明示又は黙示の合意がない限り、使用者

(IP法第30条(30.2))

規則 304 先願主義

2以上の者の各々が、別個かつ独立に同一の発明をした場合は、特許を受ける権利は、その発明について出願をした者に属し、同一の発明について2以上の出願があった場合は、特許を受ける権利は、最先の出願日又は最先の優先日を有する出願人に属する。(IP法第29条) 別個かつ独立になされた同一の発明に関する2以上の出願が同一の出願日又は優先日を有する場合は、特許は、当該すべての出願の出願人に共同のものとして発行される。

規則 305 優先権

条約又は法律によりフィリピンの国民に同様の特典を与える外国において同一の発明を先に発明している者によりなされた特許出願は、その外国出願の出願日になされたものとみなす。ただし、次を条件とする。

(a) 当該フィリピンにおける出願において優先権を明示的に主張すること

(b) 当該出願を最先の外国出願を行った日から12月以内に行うこと、及び

(c) フィリピンにおける出願日から6月以内に当該外国出願の認証謄本を英語の翻訳文とともに提出すること

(IP法第31条)

局長は、適正な理由が示されたときに、又はフィリピンが加盟しているか若しくは加盟する可能性がある条約に基づいて、この6月の期間を延長することができる。ただし、延長期間は、最長で6月までとする。

規則 306.1 複合優先権

1 の出願は、異なる国々からであっても複数の優先権を主張することができる。複数の特許優先権を主張する場合は、優先日から起算する期限は、最先の優先日に基づくものとする。

規則 306.2

1 以上の優先権が主張された場合は、優先権は、その優先権が主張されている出願に含まれた構成要素のみを対象とする。

規則 306.3

優先権が主張されている発明のある構成要素が先の出願において記載されているクレームに存在しない場合であっても、優先権を付与することができる。ただし、先の出願が全体として当該構成要素を特に開示していることを条件とする。

規則 306.4

ある出願において先の出願の優先権を主張することが可能であったが、出願した時に当該優先権を記載していなかった場合は、出願人は、出願日から2月以内に優先権主張をするものとする。

出願後に優先権を主張する際は、優先権主張の遅延が故意ではなかった旨を記載した出願人の宣言書を添える。

規則 307 外国出願の認証謄本

規則 305 にいう外国出願の認証謄本とは、当該外国出願を受領した工業所有権庁又は当該外国出願を公式に保管する他の官庁が優先権出願のその真正又は忠実な複製であることを適正に認証した謄本を指す。

第4部 特許出願

規則 400 特許出願

特許出願書類は、フィリピン語又は英語によるものとし、局に直接又は郵送により書面で提出し、局長宛としなければならない。出願書類には、次のものを含める。

- (a) 特許の付与を求める願書
- (b) 発明の明細書
- (c) 発明の理解に必要な図面
- (d) 1以上のクレーム、及び
- (e) 要約

規則 401 手数料の納付

出願は、出願日後1月以内に出願手数料、調査手数料及び公告手数料(第1回公告)を納付することを条件とする。

これらの手数料を納付しなかったときは、出願は、権利喪失をしたとみなされる。

規則 402 書類への標記；受領確認

局は、出願書類を構成する書類に受領日を付す。局は、所定の手数料を全額受領した後に、出願番号、出願人の名称及び発明の名称を記載した受領確認書を発行することができる。

規則 403 願書の様式：庁の出願様式

願書は、庁が作成した様式で作成する。庁は、出願人の便宜のために、標準的な願書の様式を作成して利用に供するものとし、出願人その他の者は、これを自己の費用で随意に複製することができる。

規則 404 願書

願書には、次の事項を記載する。

- (a) 特許の付与を求める申請
- (b) 出願人の名称及び宛先
- (c) 発明の名称
- (d) 発明者の名称
- (e) 条約上の優先権の主張を伴う場合は、出願が最初になされた外国における出願番号、出願書類を提出した国及び出願日を記載する。
- (f) (もしあれば)居住する代理人の名称及び宛先、及び
- (g) 出願人又は居住する代理人の署名

規則 405 発明の開示及び説明

出願書類においては、当該技術の熟練者が実施するために十分な程度に明確かつ完全な方法で発明を開示する。

規則 406 有効な開示の基準

有効な開示の基準は、開示を受けた者が、当該開示中の指示に従って当該発明を実施することができるか否かである。

規則 407 明細書の内容

- (1) 明細書は、次の通りとする。
 - (a) 発明の関連する技術分野を明記する。
 - (b) 発明の理解、調査報告の作成及び審査に有用であるとみられる背景技術を出願人が知る限り示し、かつ、当該技術を示す書類を引用するのが望ましい。
 - (c) 技術的課題(それなりに明白に記載していなくても)及びその解決を理解することが可能な用語を用いて、主張する発明を開示し、かつ、背景技術の引用により発明の有利な効果を記載する。
 - (d) (もしあれば)図面中の図について簡単に説明する。
 - (e) 図面がある場合は、図面の複数の図の簡単な説明を入れ、かつ、発明の詳細な説明では、図に示した発明のそれぞれの部分について、参照文字又は数字(後者が望ましい)を用いて言及する。
 - (f) 適切な場合は例を用いて、もしあれば図面を参照して、主張する発明を実施する方法の少なくとも 1 を詳細に説明する。
 - (g) 発明の説明又は内容から自明でない場合は、発明を産業で利用することができる方法を明白に示す。
- (2) 明細書は(1)に明記する方法及び順序で表示するが、発明の内容により、別の方法又は別の順序の方が理解を深め、経済的に提示することができる場合はこの限りでない。

規則 408 生物学的材料及び微生物に関する出願の要件

出願が微生物学的方法又はこれにより得られる物に関連し、かつ、微生物の使用を必要とする場合において、その発明を当該技術の熟練者が実施することができるような方法では、その微生物を出願に十分に開示することができず、また、その微生物を公衆の利用に供することができないときは、発明は、次の状況においてのみ開示されたものとみなす。

- (a) 微生物の培養体が出願前に寄託機関に寄託されていること
- (b) 寄託機関及び培養体寄託番号が出願書類に記載されていること。この情報が出願の時点で未だ入手可能でない場合は、当該情報は、審査官の請求から 2 月以内に提出しなければならない。IP 法第 44 条に基づく出願の公開は、当該情報の提出を待って行われる。及び
- (c) なされた出願が、微生物の特性に関して、出願人による入手が可能な関連情報を与えること

規則 409 許可される前の生物学的材料及び微生物に関する出願の要件

微生物学的方法又はこれにより得られる物に関連し、かつ、微生物の新種の株の使用を必要とする出願は、次の条件が満たされた場合にのみ許可される。

- (a) 寄託が公認の国際寄託機関になされたこと
- (b) 当該寄託の証拠及び寄託機関が割り当てた適切な識別又は寄託番号が提出されたこと、及び

(c) 寄託機関が、培養体を永続的に保管し、公開された特許出願に関する事項について利害を有する者に当該培養体を分譲する契約上の義務を負っていること

規則 410 発明の名称

発明の名称は、できる限り短くかつ具体的とし、明細書の第1頁に標題として記載する。奇抜な名称は、発明の名称として一切許可されない。

規則 411 要約

要約は、別の紙面に「要約」との標題を付して作成し、明細書、クレーム及び図面が含む発明の開示の簡潔な概要からなるものとし、150語以内であることが望ましい。要約は、技術的課題、発明による課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明確に起草しなければならない。要約は、技術情報としてのみ用いる。主要な技術的特徴を出願書類における要約に言及し、また、図面で示したときは、その特徴の各記載の後に、括弧書にして参照記号を記載する。

規則 412 禁止事項

(a) 次のものは、出願書類に含めてはならない。

(i) 「公序」又は良俗に反する記述その他の事項

(ii) 特定の者又は出願人以外の者の製品若しくは方法、又はその者の出願若しくは特許の価値若しくは有効性を誹謗する記述。先行技術との単なる比較は、それ自体では誹謗するものとはみなさない。

(iii) 状況に鑑みてあきらかに無関係又は不要な記述その他の事項

(b) 本条規則にいう禁止事項が出願に含まれる場合は、局は、出願公開時にこれを削除し、削除した語の場所及び数又は削除した図面を表示する。

規則 413

(a) 図面の一般的要件

図面は、出願人が署名しなければならず、又は出願人の代理人が出願人の名称を図面に署名することができる。図面は、クレームの対象である発明のあらゆる特徴を示さなければならず、図には連続番号を付す。

(b) 改良の図面

発明が従来機械に加えた改良で構成される場合は、図面は、発明自体を従来構造から独立させて1以上の図で示し、また、発明と従来構造との関係を示すのに十分な程度に従来の構造を別の図で示さなければならない。

規則 414.1 図面に必要な写真平版法への最適化についての統一基準

IP0 公報における図面の印刷は写真平版法により行うため、各図面原本は、発明者、庁及び公衆のために最良の結果をもたらす目的で、この印刷方法への最適化についての統一基準にできる限り近付けなければならない。従って、以下の規則を厳格に実施するものとし、規則からの逸脱は、出願審査を確実に遅らせることになる。

規則 414.2 用紙及びインク

図面は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある用紙で作成しなければならない。2層又は3層のブリストル紙が望ましい。用紙の表面は、平滑な、かつ、墨による修正が可能な紙質でなければならない。完全に黒色で均質の線を確保するために、ペンによる描画は、墨又はその同質物によることが望ましい。線を隠すための白色顔料の使用は、認めない。

規則 414.3 図面用紙の大きさ；仮想線

図面を記載する用紙の大きさは、正確に 29.7cm×21cm すなわち A4 判の大きさとする。最小の仮想余白は、次の通りとする。

上方：2.5cm

左方：2.5cm

右方：1.5cm

下方：1cm

この仮想余白内に、すべての記載事項及び署名を含めなければならない。用紙の短い辺の一方をその上方とみなし、その仮想線から下向きに 3cm 以上を、名称、番号及び日付よりなる標題のために空白にしておく。

規則 414.4 文字及び黒の線

すべての図面は、複製が十分なものとなり得るように、ペン書又は写真平版法により作成しなければならない。すべての線及び文字(署名を含む)は、黒色でなければならない。この指示は、すべての線(きわめて細いものを含む)、陰影及び断面図の切断面を示す線に適用される。すべての線は、整った、鮮明かつ均質な線でなければならない。また、細過ぎたり詰まり過ぎたりしてはならない。面に陰影を施すときは、陰影部の輪郭に縁取り線を施さない。断面の陰影は、約 0.3cm 間隔の平行斜線で作成する。断面又は表面の陰影は、黒く塗りつぶしてはならない。フリーハンドの図面は、可能な限り避ける。

規則 414.5 線の本数は可能な限り少なくし、陰影はなるべく又は全く使用しない

図面は、明瞭に徹するように、可能な限り少ない線で作成しなければならない。本条規則を遵守することにより、縮小後の図面の効果が大幅に向上する。陰影は(断面図の場合を除いて)予備的なものとして使用し、他の方法でも描画することができる場合は使用しない。切断面は、破線又は点線により全体図に示すものとし、断面図の番号に対応する番号で指定しなければならない。物体の陰影部には太線を使用するものとするが、図面が煩雑になり参照文字が不明瞭になる場合はこの限りでない。光線は、常に左上隅から 45 度の角度で射し込むものと想定する。

規則 414.6 図面の縮尺は十分に大きくする

図面の縮尺は、詰まり過ぎることなく機械装置を示すのに十分な大きさでなければならない。1 の用紙に十分に収まらない場合は、2 以上の用紙を使用するが、用紙の枚数は、必要最小限の枚数よりも多くしてはならない。

規則 414.7 参照文字及び数字

異なる図には連続番号を付す。参照文字及び数字は、記入方法に注意しなければならない。高さは、なるべく 32mm 以上とし、10.6mm への縮小に耐えられるようにする。十分な余地があるときは、これより大幅に大きくしてもよい。参照文字及び数字は、図面の密接したかつ複雑な部分の完全な理解を妨げないように配置するものとし、従って線と交差又は交錯することが殆どないようにする。一定の部分の周囲にまとめて表示する必要がある場合は、余地があるときは若干の距離をおいて配置し、参照する部分と線で結ぶ。陰影が施された面には配置しないものとするが、これを避けるのが難しい場合は、文字が入る陰影の部分の白抜きにして、図面とは別の独立した部分であることがわかるようにする。発明の同一部分を複数の図に表示する場合は、同一の部分は常に同一の文字で示さなければならない、その同一の文字を別の部分を指定するのに使用してはならない。

規則 414.8 署名の位置

出願人の署名は、各用紙の右下端の仮想余白内に記載するものとし、如何なる場合も、図面に掛かってはならない。

規則 414.9 図面の名称

名称は、用紙の裏に鉛筆で書かなければならない。標題を構成する永久的な名称は、後に特許局によって統一様式で付される。

規則 414.10 図面用紙における大きな図の位置

同一紙面上の図はすべて同一の向きに配置しなければならない、なるべく、縦長に配置して読めるように記載しなければならない。発明を適切に例示するために用紙の幅より大きな図が必要な場合は、用紙を横長にして使用することができる。この場合は、右側に標題のためのスペースを残し、かつ、左側に署名を置いて、縦長に配置した図の場合と同一のスペース及び位置を占め、用紙を縦位置にしたときに横書になるようにする。図は別の図に接して又は重ねて配置してはならない。

規則 414.11 フローシート及び図表

フローシート及び図表は、図面とみなす。

規則 414.12 IPO 公報の図面の要件

原則として、各発明について 1 の図のみを IPO 公報に表示することができる。発明の内容又はその具体的な改良点を説明するのに最も適した図面の部分を選択することが望ましく、IPO 公報に明確に言及した図を思慮深く作成することにより最終的結果も良いものになる。ただし、これは、同時に、明細書において言及される図の 1 としても機能するものでなければならない。この目的のため、図は、製図者の判断により、平面図、正面図、断面図又は斜視図にする。図の各部は、特に縁取りをせず、かつ、区別することができるものにし、陰影はなるべく又は全く使用せず、主張する発明のみを例示するものであって、他の一切の要素を除外するものとする。適切に作成された場合は、省略又は変更なく用いるが、過度の微細さ、詰まり過ぎ又は細部の不要な精緻さを伴う場合は、IPO 公報から除かれる。

規則 414.13 参照記号

明細書及びクレームで言及していない参照記号は図面に記載してはならず、その逆も同様とする。参照記号で表示する同一の特徴は、出願全体にわたって同一の記号で表示しなければならない。

規則 414.14 写真

(a) 写真は、通常は適正な図面とはみなされない。写真は、出願日を取得する目的では受理されるが、一般に非公式の図面とみなされる。写真は、次項に記載する特別な範疇に該当する場合にのみ受理される。写真現像用の原版は、絶対に受理されない。

(b) 序は、墨による図面では正確に又は十分に描写することができない発明を例示するために、墨による図面の代わりに、感光紙に焼き付けた白黒の写真、又は(写真平版又はその他スクリーン印刷による写真の複製でない)顕微鏡写真を受理することが可能であるが、次の範疇のものに限定する。結晶構造、金属組織、織物地等、粒状構造及び装飾効果。写真又は顕微鏡写真は、墨による図面よりも発明を明瞭に示さなければならない。また、当該図面に関する規則に従うものとする。

(c) 当該写真が受理されるためには、写真業界で一般に認められている次の特性を有する印画紙、すなわち表面が滑らかで、白無地の印画紙に焼き付けた写真、又は適切な寸法のブリストル紙を台紙にした写真でなければならない。

規則 414.15 図面に記載してはならないもの

代理人のスタンプ又は広告若しくは宛先は、図面に記載してはならない。

規則 414.16 前記の規則に従わない図面は条件付きで受理される

前記の規則に従って作成していない図面は、発明を十分に例示しているときは審査の目的で認められるが、この場合は、出願が許可される前に図面を訂正するか又は新しい図面を提出しなければならない。

出願人は、図面を作成するために技量を有する製図者を採用することが望ましい。

規則 415 クレーム

(a) 明細書は、出願人が発明とみなす部分、改良又は組合せを特に指摘し、かつ、明確に主張するクレームで締め括らなければならない。

(b) 出願には、出願の主題を考慮して、保護を求める事項を限定する単一のクレームで本主題をカバーすることが適切でない場合は、同一カテゴリー(物、方法、装置又は用途)の1以上の独立クレームを含めることができる。各クレームは、明瞭かつ簡潔であるものとし、説明によって裏付けられるものとする。

(c) 1以上の従属クレームを提示して、同一の出願において前出させた1以上の他のクレームを引用し、また、更に限定することができる。2以上の他のクレームを引用する従属クレーム(「多項従属クレーム」)は、当該他のクレームを択一的にのみ引用するものとする。多項従属クレームは、他の多項従属クレームの基礎としてはならない。手数料計算の目的で、1の多項従属クレームは、その中で直接引用したクレーム数とそのクレーム数であるとみなさ

れる。更には、1 の多項従属クレームに従属するクレームは、その多項従属クレームにおいて直接引用するクレーム数とそのクレーム数であるとみなされる。その他の出願手数料に加えて、多項従属クレームを伴うか又はこれを含むように補正した原出願については、所定の追加手数料を納付しなければならない。従属クレームは、当該従属クレームに引用するクレームのすべての限定を含むと解釈される。多項従属クレームは、引用により、それが関連して考慮される特定の各クレームのすべての限定を取り込むものと解釈される。

(d)クレームは、明細書に記載する発明と一致しなければならない。また、クレームで用いる語句については、明細書中に明確な裏付又は先例を記載して、当該明細書を参照することによりクレームの用語の意味を確認することができるようにしなければならない。絶対に必要な場合を除き、発明の技術的特徴に関してクレームが明細書又は図面を引用することがあってはならない。特に、「明細書第 xxx 部に記載したように」又は「図面第 xxx 図に例示したように」等の引用をしてはならない。

規則 416 クレームの様式及び内容

クレームは、保護を求める事項を発明の技術的特徴に基づいて定義する。適切な場合は、クレームには次のものを含める。

(a)発明の主題を指定する記述、及びクレームする主題の定義のために必要とするが、組み合わせると先行技術の一部をなす技術的特徴を示す文言

(b) (a)にいう特徴との組合せで保護を求める技術的特徴を、「を特徴とする」又は「によって特徴付けられる」との表現を先行させて記述した特徴付けの部分、及び

(c)出願に図面が含まれる場合に、クレームを理解しやすくするときは、クレームに記載した技術的特徴の後に、これらの特徴と関連付ける参照記号を括弧に入れて付すことが望ましい。これらの参照記号は、クレームを限定するとは解されない。

規則 417 手数料が生じるクレーム

出願の時点で5を超えるクレーム、独立及び／若しくは多項／択一的従属クレーム、又は出願日後に各クレームの全体について5を超えて追加されたクレームで構成される出願は、クレーム手数料を納付しなければならない。クレーム手数料は、出願後1月以内に納付しなければならない。クレーム手数料を期日までに納付しなかった場合は、期限を遵守しなかったことを指摘する通知から1月の猶予期間内は、有効に納付することができる。クレーム手数料が期限及び本条規則にいう猶予期間内に納付されなかった場合は、当該クレームは、削除されたものとみなす。

規則 418 出願書類の提示

(a)発明特許出願のための書類であって、庁の永久記録の一部になるものはすべて、原本に限らなければならない。用紙の片面のみに、読み取りが可能なように、消えないインクで手書、タイプ打又は印刷しなければならない。必要な場合は、図式記号及び符号、並びに化学式又は数式のみを手書にすること又は描くことができる。タイプ打は、行間を1.5とする。文章事項は、すべて文字を使用し、その大文字は高さを0.21cm以上とし、濃い消えない色で書く。

(b)出願を構成する書類は、柔軟で、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢がなく、耐久性のある29.7cm×21cmすなわちA4判の用紙を用いる。

(c) 発明特許の明細書及びクレームは、5行ごとに番号を付すものとし、その番号は、左の余白に記載する。

(d) 明細書、クレーム及び要約には、化学式又は数式を含めることができる。明細書及び要約には、表を含めることができる。クレームには、その内容から表の使用が望ましい場合に限り、表を含めることができる。表及び化学式又は数式は、用紙を縦長に用いて満足に提示することができない場合は、用紙を横長に用いて記載することができる。表又は化学式若しくは数式を横書で表示した用紙は、表又は式の上部が用紙の左側に来るように提示する。

(e) 物理量は、国際慣行で認知された単位で表す。適切な場合はいつでも、国際単位系(SI)を使用したメートル法で表し、この要件を適用することができないデータは、国際慣行で認知された単位でも表さなければならない。数式については、一般的に使用される記号を使用する。化学式については、一般的に使用される記号、原子量及び分子式を用いる。当該分野で一般的に認められている技術用語、標識及び記号を使用する。

(f) 用語及び記号は、出願を通じて一貫していなければならない。

(g) 出願を構成する書類の各々(特許付与願書、明細書、クレーム、図面及び要約)は、別個の用紙から始めなければならない。別個の用紙は、容易にページをめくり、再び一緒にすることができる方法で綴じるものとする。

(h) 余白

文書の余白は、次の範囲内とする。

上部：2cm から 4cm まで

左側：2.5cm から 4cm まで

右側：2cm から 3cm まで

下部：2cm から 3cm まで

出願を構成する書類の余白は、完全に空白にしなければならない。

書類を構成するすべての用紙には、アラビア数字により連続した頁番号を付す。頁番号は、上部又は下部の余白の中央に記載する。

(i) 出願を構成する書類の部数は、特許付与願書を除いて、4通とする。

規則 419 ひな形提出の要求

特許を求める発明が出願書類では十分に説明することが不可能である場合は、ひな形を要求されることがある。審査官は、出願人に当該要求を通知するものとし、これは、庁の処分を構成する。ひな形が庁の要求に応じて提出された場合は、その提出日をファイル・ラッパーに記入する。要求していないか又は認めていないひな形は、出願人に返還する。ひな形を要求した場合は、これが提出されるまで審査を停止することができる。

規則 419.1 ひな形の要件

要求されたひな形は、発明のクレームの主題をなす機械のあらゆる特徴を明瞭に表すものでなければならないが、実用模型で発明を示すことが必要な場合を除き、実際の発明又は改良が対象とする事項以外の事項は含めないものとする。

規則 419.2 ひな形に用いるべき材料；実用模型

ひな形は、耐久性のある材料で手際よく丈夫に作らなければならない。材料が発明の本質的

特徴をなす場合は、ひな形は、その材料で作らなければならない。

庁が機械の正確な操作を十分かつ簡単に理解することができるようにするために必要な場合は、実用模型を要求することができる。

規則 419.3 ひな形の出願人への返還時期

拒絶又は放棄したすべての出願において、ひな形は、庁に保管することが必要であるとみなさない限り、出願人による請求があり、かつ、費用負担があったときに、出願人に返還することができる。また、係属中の事件におけるひな形は、出願人本人及びその譲受人が署名した正式の出願放棄書が提出されたときに、出願人に返還することができる。

特許が付与された事件に属するひな形は、局長の許可なく庁から持ち出してはならない。

規則 419.4 係争事件の証拠物件として提出されたひな形

係争事件の証拠物件として提出されたひな形は、当事者にその者の費用負担で返還することができる。適切な期間内に請求がない場合は、局長の裁量で処分することができる。

規則 420 弁護士又は代理人の雇用の勧め

出願人又はその権利全体の譲受人は、自己の事件を遂行することができるが、特許の価値は明細書及びクレーム作成の熟練度に大きく依存するため、当該事項に精通しているのでない限り、有能な弁護士又は代理人を雇うことが望ましい。庁は、弁護士又は代理人の選任に当たり、支援をすることはできない。

規則 421 居住する代理人の指名

フィリピンの居住者でない出願人は、特許出願又は特許に関する司法上又は行政上の手続に係る通知又は処分の送達を受けるフィリピンに居住する代理人を指名し、かつ、維持しなければならない。

(a) 出願人が2以上の代理人を指名した場合は、庁は、最後に指名された代理人にすべての処分を送達する。代理人は、本人の書面による授權がある場合にのみ、復代理人又は準代理人を指名することができる。復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

(b) 委任状の取消

委任状又は授權状は、長官への適切な届出があったときは、事件の手続の如何なる段階においても取り消すことができ、取消があったときは、庁は、当該取消を代理人に通知し、出願人又は出願人が後に指名する代理人に直接知らせるものとする。

規則 422 業務の遂行において要求される節度及び礼儀

(a) 出願人又はその代理人は、礼節をもって庁と業務を行うことが要求される。本条規則に違反して行動し、又は行動することに固執する出願人は、代理人による代理が要求され、本条規則に違反する事項の記載がある提出書類は局長に提出され、その直接命令により、差出人に返還される。

(b) 審査官に対する不服申立は別個の書類で行うこと

審査官及び他の上級職員に対する不服申立は、他の書類とは別個の通信においてなされなければならない。かつ、局長により又は局長の指示に基づいて速やかに調査される。

第5部 特許出願をすることができる者

規則 500 特許出願をすることができる者

自然人、法人を問わず、何人も特許出願をすることができる。出願人が発明者でない場合は、庁は、特許出願をする権限の証拠を提出するよう出願人に求めることができる。

規則 501 出願人の死亡、心神喪失の場合

出願人が死亡したか、心神喪失又は無能力になった場合は、出願人の法定遺産管理人、遺言執行人、後見人、財産管理人又は代理人は、出願書類及び他の書類に署名して、出願人、その相続人又は譲受人の名義で特許を出願し取得することができる。

規則 502 譲渡された発明及び特許

発明における権利全体が譲渡された場合は、譲受人により又はその名義で出願することができる。譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人である場合は、その役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は、各共有者が出願書類に署名する。

規則 503 法人の定義

法人とは、複数個人の団体、企業、パートナーシップ、その他の法的主体であって、株主、パートナー又は構成員の法人格とは別個の法人格を付与する法律により認められたものをいう。

規則 504 権限の証拠

法人の代理として出願書類に署名する者がその法人の役員である場合は、当該出願をする権限の証拠は一切必要ないが、その他の者が法人の代理として署名する場合は、局は、その者に対し、出願書類に署名する権限の証拠を提出するよう要求する。

出願人が出願を遂行するため及び署名をするための代理人を指名した場合は、局は、当該権限の証拠を要求する。

規則 505 署名の形式

署名を要する場合は、庁は、次のものを認める。

(a) 手書の署名、又は

(b) 手書の署名に代えて、印刷又は押印した署名等の他の形式の署名の使用、又は印章若しくは拇印の使用。ただし、印章又は拇印を使用する場合は、これに署名者の名称を文字表記により書き添えなければならない。

前段落にいう署名その他の自己を特定するための手段については、当該署名が特許証の放棄に係わる場合を除き、認証、公証、公認その他の証明を必要としない。

第6部 出願日及び方式審査

規則 600 出願日の要件

特許出願の出願日は、庁が次の要素を英語又はフィリピン語で受領した日とする。

- (a) フィリピン特許を求める旨の明示の又は黙示の表示
- (b) 出願人を特定する情報、及び
- (c) 発明の明細書及び1以上のクレーム

規則 600.1 不完全な出願

出願書類で図面に言及している場合において、当該図面が出願書類に含まれていないときは、当該出願は不完全とみなされる。

規則 600.2

出願日取得の目的で、局は、居住する代理人が受領した出願書類の写しをファクシミリにより受領することができる。ただし、出願日から2月以内に原本が提出されることを条件とする。

規則 601 出願日の認定

庁は、本規則に規定する出願日の認定に係る要件を満たしているか否かについて審査する。出願日を認定することができない場合は、出願人には不備を訂正する機会が与えられる。本規則に定める要素のすべてが出願書類に含まれていない場合は、出願日は、これらすべてを受領した日とする。出願書類が庁に最初に提示された日から2月以内に不備が是正されなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなす。(IP法第41条)

規則 602 遅れて提出した又は紛失した図面

(1) 方式審査の結果、図面が出願日後に提出されたことが明らかになった場合は、局は、出願人に対して、出願人が図面を提出した日を新たに出願日として認定するよう2月以内に請求しない限り、図面及び出願書類における図面への言及が削除されたものとみなす旨の通知を送付する。

(2) 方式審査の結果、図面が提出されていないことが明らかになった場合は、局は、2月以内に図面を提出するよう出願人に要求し、図面が提出された日を新たにその出願の出願日として認定する旨、また、期日までに提出されない場合は出願書類における図面への言及を削除されたものとみなす旨を出願人に通知する。

(3) 局と出願人との間のその後のすべての通信においては、新しい出願日を引用する。

規則 603 方式審査

特許出願に出願日が認定され、かつ、所定の手数料が1月以内に納付された場合は、他の要件の遵守について審査される。当該他の要件には、次に関連するものが含まれる。

- (a) フィリピン特許の付与を求める願書の内容
- (b) 条約上の優先権を主張する場合は、優先権書類(すなわち、優先権出願の出願番号、出願日及び国名に係るもの)

- (c) 出願人が発明者でない場合は、権限の証拠
- (d) 譲渡証書
- (e) すべての手数料の納付(例：超過クレームに係るもの)
- (f) 出願人の署名
- (g) 発明者の特定、及び
- (h) 正式図面

規則 604 発明の単一性

(a) 出願は、1 の発明又は単一の発明概念を形成する 1 群の発明についてのみ行う。(IP 法第 38 条(38.1))

(b) 単一の発明概念を形成しない複数の独立した発明が 1 の出願においてクレームされている場合は、局長は、当該出願を単一の発明に限定するよう要求することができる。分割した発明についてなされる後の出願は、最初の出願と同一の日に出願されたものとみなす。ただし、分割の要求が確定した後 4 月以内又は 4 月を超えない範囲で認められる追加期間内に後の出願がなされることを条件とする。更に、各分割出願が当初の出願における開示の範囲を超えないことを条件とする。(IP 法第 38 条(38.2))

規則 604.1

発明の単一性の要件を満たさない出願に特許が付与されたという事実は、特許を取り消す理由にはならない。(IP 法第 38 条(38.1))

規則 605 発明の単一性の要件

(a) 発明の単一性の要件は、複数の発明が、1 以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を伴った技術的關係を有する場合にのみ満たされるものとする。「特別な技術的特徴」という表現は、クレームされている各発明が全体として先行技術を改良する貢献度を定義する技術的特徴をいう。

(b) 1 群の発明が単一の包括的発明概念を形成するように結び付いているか否かの判定は、発明が別々のクレームにおいて主張されているか又は単一のクレーム内で択一的に主張されているかを考慮することなくされる。

(c) カテゴリーが異なる複数の独立クレームは、単一の発明概念を形成するように結び付いて 1 群の発明を構成することができる。結び付きとは、例えば、製品とその製法との間の結び付き、又は製法とその製法を実施するための装置との間の結び付きをいう。

(d) 1 の出願では、異なるカテゴリーのクレームからなる特徴を有する組み合わせは次の 3 通りが許される。

(1) ある製品に係る独立クレームに加えて、当該製品の製造のために特に採用された製法に係る独立クレーム、及び製品の使用に係る独立クレーム

(2) ある製法に係る独立クレームに加えて、当該製法を実施するために特に設計された装置又は手段に係る独立クレーム、又は

(3) ある製品に係る独立クレームに加えて、当該製品の製造のために特に適合させた製法に係る独立クレーム、及び当該製法を実施するために特に設計された装置又は手段に係る独立クレーム

規則 606 要求の再考

(a) 出願人は、分割の要求に同意しない場合は、理由を挙げて、当該要求の再考、撤回又は変更を請求することができる。出願人は、再考を請求するに際し、遂行を求める 1 の発明を暫定的に選択しなければならず、当該発明は、当該要求が確定した場合に選択されるべき発明とする。

(b) 分割の要求は、請求があったときは再考される。要求が繰り返され、確定した場合は、主任審査官は、同時に、選択された発明のクレームについて処分を行う。

規則 607 分割の要求についての不服申立

分割の要求が確定した後、出願人は、処分の残りについてなすべき応答をした上で、要求について不服申立をすることができる。当該不服申立の間も、選択した発明のクレームについては継続して手続を遂行することができる。不服申立は、選択した発明のクレームについて確定的な処分又は許可が出るまで遅らせることができる。

要求について再考を請求しなかった場合は、不服申立は認められない。

規則 608 異なる発明に係るクレームのその後の提示

出願についての庁の処分の後、出願人が従前にクレームしていた発明から分割し得る発明を対象としてクレームを提示した場合において、当該クレームは、補正が施されているときは拒絶され、出願人は、当該クレームを従前にクレームしていた発明に限定するよう要求される。

規則 609 種の選択

出願が 1 の属クレーム、及び当該クレームが包含する複数の種の各々に別個に限定されているクレームを含む出願に関する第 1 回処分において、審査官が完全に調査した後の見解として、提示された当該属クレームは容認可能なものであるが、最終的には容認が維持されないときは、審査官は、出願人に対し、そのクレームが限定される発明の種を当該処分への応答において選択するよう要求する。

開示された発明の種概念にも属概念にも該当しないクレームは認めることができる。マーカッシュ型のクレーム、すなわち種概念のクレームとして適正にクレームし得る構成物又は変形を選択的な態様で列挙したクレームも、同様に認めることができる。ただし、出願人が納付すべき手数料の金額は、当該マーカッシュ型のクレームで列挙された構成物又は変形の数に基づいて計算される。

規則 610 選択されない発明の分離出願

分割の要求後に選択されなかった発明は、分離出願の主題とすることができ、原出願と同じ方法で審査される。ただし、原出願が特許を付与される前又は放棄される前に当該出願がなされた場合、かつ、当該出願書類が、出願人が署名し作成した原文書の正確な謄本である文書と同一である場合は、出願人による署名及び作成を省略することができる。当該出願は、出願手数料、及び図面に関する規則を遵守する提出図面の写しで構成することができ、同時に、関連しないクレーム又はその他の事項を除去した補正案も添付する。

規則 611 分割出願

出願人は、親出願が取り下げられ、放棄され又は特許を付与される前に係属出願について分割出願を行うことができる。ただし、その内容が親出願の内容を超えないことを条件とする。分割出願は、親出願と同一の出願日が付与され、優先権の利益を得る。

規則 612 対応する外国特許出願に関する情報

出願人は、局長の求めに応じて、庁に行った出願においてクレームした発明と同一又は実質的に同一の発明について外国で行った特許出願(以下「外国出願」という)の出願日及び出願番号、並びに同外国出願に関するその他の書類を提出しなければならない。(IP 法第 39 条)

規則 612.1

外国出願に関するその他の書類は、次のものから構成される。

- (a) 対応する又は関連する外国出願に関して欧州、日本若しくは合衆国の特許庁、特許協力条約に基づく調査機関又は最初の特許出願がなされた官庁が作成した英語の調査報告の写し
- (b) 調査報告において引用された関連書類の写真複写
- (c) 対応する又は関連する出願に付与された特許の写し
- (d) 対応する又は関連する外国出願に関する審査報告又は決定の写し、及び
- (e) 出願に係る司法的判断を容易にするであろうその他の書類

規則 612.2 不遵守

出願人が所定の期間内に対応する外国出願に関する情報提供の要件を遵守しなかった場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

第7部 分類及び調査

規則700 分類及び調査

方式要件を遵守した出願は分類を付与され、かつ、先行技術を決定するために調査が行われる。(IP法第43条)

規則701

庁は、国際特許分類を使用する。

規則701.1 知的所有権調査報告の内容

知的所有権調査報告は、クレーム、明細書及び図面に基づいて次の通り作成する。

- (a) 調査報告には、発明の新規性及び進歩性を査定する際に考慮に入れることができる書類であって報告作成時点で庁が利用することができるものを記載する。
- (b) 調査報告では、引用書類を、主張された優先日前に公開されたものと、当該優先日と出願日との間に公開されたものと、出願日後に公開されたものとに区別する。
- (c) 調査報告には、国際特許分類に基づいて出願の内容の分類を記載する。
- (d) 調査報告には、対応する外国出願でなされた調査において引用された書類を含めることができる。

第8部 出願の公開及び審査請求

規則 800 出願の公開

(a) 出願は、出願日又は優先日から18月が経過した後に、庁により又は庁のために作成された調査書類であって、先行技術の記載がある文献を引用したものと共に、IPO 公報において公開する。

ただし、次の条件で、出願人はその出願を早期公開するよう申請することができる。

(1) 出願人が書面により次に掲げるものを放棄すること

(a) 上記の18月の期間、及び

(b) 調査報告の作成。

(2) 出願日から6月より早期の公開でないこと、及び

(3) 早期公開の手数料が全額納付されていること。

(b) 出願は、公開のための技術的な準備が終了する前に最終的に拒絶されたか又は取り下げられたか若しくは取り下げられたものとみなされる場合は、公開されない。

(c) 公開される出願には、書誌事項、提出された図面、及び要約が含まれる。

(d) 庁は、出願の公開に関して日付その他の情報を出願人に通知すると共に、実体審査請求を行わなければならない期間について注意を喚起する。

(e) 特許出願の公開の後、利害関係人は、庁に提出された出願書類を閲覧することができる。

(f) 長官は、出願を公開することがフィリピン共和国の国家の安全及び利益を害することになると認める場合は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として、出願の公開を禁止し又は制限することができる。(IP 法第44条)

規則 801 公開前の秘密保全

公開に至っていない出願及びすべての関係書類は、出願人の同意がない限り、閲覧に供してはならない。(IP 法第45条)

規則 802 第三者の意見

出願の公開の後、何人も、その発明の特許性について書面により意見を表明することができる。当該意見は出願人に送付され、出願人は、当該意見について見解を述べることができる。庁は、当該意見及び見解を、受領を確認してから、これらが関係する出願のファイルに収めるものとする。(IP 法第47条)

規則 803 実体審査請求

本規則に基づく公開日から6月以内に出願がIP法に規定する特許性の要件を満たしているか否かの決定を求める書面請求がなされ、かつ、手数料が期日までに納付されない限り、出願は、取り下げられたものとみなされる。

規則 803.1

審査請求の取下は取消不能であり、また、取り下げても手数料は返還されない。(IP 法第48条)

規則 804 公開後の出願に付与される権利

出願人は、公開された出願においてクレームしている発明について、IP 法第 71 条に基づいて付与される権利の何れかを出願人の許可を得ないで行使した者に対しては、その発明について特許が付与されている場合と同様に、同法第 76 条に基づく特許権者の権利のすべてを有するものとする。ただし、その者が次の何れかに該当することを条件とする。

(a) その者が、自己が実施していた発明が公開された出願の主題であることを実際に知っていたこと

(b) その者が、自己が実施していた発明が出願番号により特定される公開された出願の主題である旨の通知書を受領していたこと。ただし、訴訟は、公開された出願に特許が付与されるまで、かつ、訴の対象である行為がなされてから 4 年以内は提起することができない。(IP 法第 46 条)

規則 805 引用及び参照

国内特許を引用する場合は、その番号及び日付、特許権者の名称並びに発明の分類を記載しなければならない。外国特許を引用する場合は、その国籍又は国名、番号及び日付並びに特許権者の名称を記載しなければならない。引用する特許を出願人が特定するのに必要なその他のデータも記載しなければならない。外国特許を引用する際に、特許の一部を引用する場合は、その部分が含まれる具体的な頁及び紙面を明示しなければならない。特許以外の刊行物を引用する場合は、著作者(もしあれば)、標題、日付、関連する頁若しくは図版、出版された場所又は写しのある場所を記載する。

第9部 出願審査；特許出願審査手続の内容；一般的考慮事項

規則 900 出願は一方的に行われる

出願は、出願人によって一方的に行われる。すなわち、その手続は、原告は存在するが被告は存在せず、裁判所自体が相手方当事者として行動する訴訟に類似している。

規則 901 手続は審査官と出願人との間の係争である

局における一方的手続は、公衆を代理し、開示と引き換えに発明者に与える独占権をできる限り少なくするよう努める審査官と、できる限り多くの独占権を得るよう努める出願人又はその代理人との間の法律係争である。

規則 902 出願人は自己の利益を図るものとされている

審査官によって代表される局は、出願人の利益を図るものとはされていない。審査官は、公衆の利益を保護する責任を負い、従って、特許性が無く、また、先行発明において既に開示されて公衆一般の閲覧に供されている主題について特許が発行されないよう絶えず注意しなければならない。

規則 903 出願人にとって価値のある審査官の不利な予備的処分

出願人及びその代理人は、審査官による不利な予備的処分の肯定的価値を十分に高く評価すべきである。厳しい争いを経た出願に基づく特許は、局の手続を容易に経た特許よりも裁判所で有効になる傾向にある。これには2の理由があり、第1は、拒絶により、出願人又はその代理人に、補正案を強化して脆弱なクレームから脆弱性をできる限り失くすことが示唆されることであり、第2は、審査官により指摘され、最終的に局により出願人に有利に決定された各要点は、法廷で、当該要点について出願人に一応の当事者適格性を与えることである。庁は、法律により、特許出願について判断する権限を与えられており、庁に与えられた権限を理由に、出願の承認又はこれに関連するすべての事項に関するその決定は、裁判所により適正なものと推定される。

規則 904 予備的拒絶を文字通りに解釈してはならない；審査官は単に助けになるよう努めている

審査官による拒絶は、決して文字通りに解釈してはならない。出願人は、審査官がその発明を実際に拒絶しようとしているのではないかもしれないことを忘れてはならない。実際のところ審査官は、先行技術を参照して発明を承認する用意を概ねしている可能性がある。審査官は、出願人のクレーム、すなわち、出願人による発明の表現方法を拒絶しているのみかもしれない。

審査官は、出願人の助けになるように、先行技術を参照して包括的に拒絶することがよくある。これは、出願人にとって特許付与後に訴訟になれば、釈明することが手遅れになることがあるので、それを待たせるよりはむしろ、引例を回避するために釈明し、かつ、拒絶を回避するためにクレームを変更する機会を与えようとしているのである。

規則 905 審査官はすべての出願について第 1 審管轄権を有する；局長への不服申立

発明特許の付与を求めるすべての出願の審査は、数名の審査官の第 1 審管轄権の下にあるものとし、その決定は、確定したときには、決定通知の郵送日から 4 月以内は、局長への申請又は不服申立の対象となる。局による最終処分が未決である特定の技術的又は科学的な事項に関する情報については、出願人は、手数料を納付すれば、審査官に提起することを希望する質問を明記した書面により、審査官との協議を請求することができるが、これに関して、審査官は、当該請求を認めるか又は書面により質問に回答するかを裁量する権限を有する。

規則 906 審査の順序

局になされ、かつ、完全な出願として受理された出願は、審査の対象として、出願が関連する発明の類を担当する審査官に割り当てられる。出願は、なされた順に審査官により審査される。

審査官が審査し、出願人が当該審査官による更なる処分を求める状態にした出願(補正出願)は、当該状態になった順(補正日)に、そのような処分を受ける。

規則 907 審査の内容、審査官による処分

(a) 審査官は、出願を審査する場合は、出願を詳細にわたり検討し、また、特許付与を求める発明の内容に関連して利用することができる先行技術を詳細にわたり調査する。審査は、別段の指示がない限り、出願による法令及び規則の遵守並びにクレームされた発明の特許性の双方に関して、更に方式に関する事項に関して完全でなければならない。

(b) 出願人は、審査官の処分について通知を受ける。不利な処分の理由又は何らかの異論若しくは要求が記載され、かつ、出願人が、自己の出願手続の続行が適切なものであるかを判断するための有用な情報又は指示が与えられる。

規則 908 審査官による処分の完全性

審査官による処分はあらゆる事項について完全に行われるものとするが、制限要件、出願における根本的な欠陥及びこれらに類似したもの等の該当する状況においては、審査官による処分は、更なる処分がなされるまでは当該事項に限定されることがある。ただし、方式に関する事項は、クレームが認容されるまでは、審査官は提起する必要がない。

規則 909 クレームの拒絶

(a) 発明が如何なる点でも特許性がないとみなされた場合は、審査官は、すべてのクレームを拒絶する。発明が、一定のクレームにおいては特許性があるが、他のクレームにおいては特許性がないとされた場合は、後者のクレームは拒絶されるが、結果として拒絶されなかったクレームのみに限定することを条件として特許が付与されることにはならない。

(b) 新規性の欠如又は進歩性の欠如のためにクレームを拒絶するに際しては、審査官は、当該発明に最も関連する引例を挙げなければならない。引例が複雑である場合、又は出願人がクレームしている以外の発明を提示又は記述している場合は、依拠する特定部分をできる限り厳密に指定しなければならない。各引例との関係が明らかでない場合は、これについて明確に説明し、かつ、拒絶した各クレームを特定しなければならない。

(c) クレームは、IP 法第 35 条(35.1)及び第 36 条(36.1)を遵守しない場合も拒絶されること

がある。

規則 910 未公開の、取り下げられた及び権利喪失した出願は引用しない

未公開の、取り下げられた及び権利喪失した出願は、それ自体、引例に挙げてはならない。

規則 911 出願人による応答

(a) 審査官による処分後、その処分が何れかの点において出願人に不利であった場合において、出願人がその特許出願を続行しようとするときは、出願人は、当該処分に応答した上で、補正して又は補正することなく再審査又は再審理を請求することができる。

(b) 再審査又は再審理の権利を得るためには、出願人は、書面によりこれを請求しなければならない。審査官による処分の過誤と考えられる点を明瞭かつ詳細に指摘しなければならない。出願人は、審査官による以前の処分における異論及び拒絶の理由の何れにも応答しなければならない(ただし、クレームの更なる検討には関係しない方式についての異論又は要求を、クレームが許容されるまで保留にするように求める請求をすることができる)。また、出願人の行為は、一貫して、出願を最終処分まで進めるための善意の試みであることを示すものでなければならない。審査官が過誤を犯した旨の単なる主張は、再審査又は再審理の適切な理由として認められない。

(c) 拒絶に応答して出願を補正するに際し、出願人は、引例によって開示された技術水準又は申し立てられた異論を考慮して、クレームが提示していると考えられる特許可能な発明性及び新規性を明瞭に指摘しなければならない。出願人は、当該補正が当該引例又は異論をどのように回避するかも示さなければならない。

規則 912 再審査及び再審理

出願は、出願人による応答後、再審査及び再審理されるものとし、かつ、クレームが拒絶され、又は異論若しくは要求がされる場合は、出願人は、最初の審査後と同じ方法により通知を受ける。出願人は、当該審査官による処分に対して、本規則に規定する通りの方法で、補正して又は補正することなく応答することができるが、第2回目の審査官による処分後の補正は、通常、拒絶又は異論若しくは要求のなされた事項に限定しなければならない。出願は、再度審理される。

規則 913 最終拒絶又は処分

(a) 第2回目又はその後の審査若しくは審理において、拒絶又はその他の処分を確定することができる。その際、出願人の応答は、クレームの拒絶の場合は不服申立に、又は本規則に定める補正に限られる。クレームの拒絶を伴わない異論又は要求の場合は、本規則に規定する通り局長に申請することができる。最終拒絶又は処分に対する応答は、その拒絶された各クレームの取消、又は拒絶に対する不服申立を含まなければならない。また、何れかのクレームが許容される場合は、方式についての要求又は異論の遵守を含まなければならない。

(b) 審査官は、当該最終拒絶を行うに際し、事案のクレームにその時点で適用可能な拒絶理由のすべてを、その理由を明確にして再度述べる。審査官は、出願人への従前の通信において提起しなかった理由を引用することはできない。

規則 914 特許出願の実用新案出願への変更

(a)特許出願人は、特許の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付して、特許出願を実用新案登録出願に変更することができ、変更後の出願には、当初の出願の出願日が付与される。出願は、1回に限り変更することができる。(IP法第110条)

(b)実用新案登録出願人は、実用新案登録の付与又は拒絶の前のいつでも、所定の手数料を納付して、実用新案登録出願を特許出願に変更することができ、変更後の出願には、当初の出願の出願日が付与される。(IP法第110条)

規則 915 並行出願の禁止

出願人は、同時であるか逐次的であるかを問わず、同一の主題について実用新案登録出願と特許出願を併願することはできない。(IP法第111条)

出願人による補正

規則 916 出願人による補正

出願人は、審査の段階において特許出願を補正することができる。ただし、その補正には、当初の出願の開示の範囲を超える新規事項を含めてはならない。(IP法第49条)

規則 917 審査官による最終処分後の補正

(a)最終拒絶又は処分の後、補正は、クレームを取り消すことにより、又は定められた方式要件を遵守することにより行うことができ、また、不服申立での検討対象として、拒絶されたクレームをより良好な形で提示する補正も認められる。ただし、これらに関する手続は、当該出願を不服申立の対象となっている状態から救済することにはならず、取り下げられたとみなされたことから回避させることにもならない。

(b)出願の実体的事項に係わる補正は、最終拒絶又は不服申立がなされた後に、又は通常そのような補正が不適とされるときに提示する場合は、これが必要であること、及びこれを以前に提示しなかったことの適切かつ十分な理由を示せば、認められることがある。

規則 918 補正及び修正が要求される場合

明細書、クレーム及び図面は、説明及び定義の不正確さ又は不必要な冗長さを訂正するために、また、クレーム、明細書及び図面を一致させるために要求される場合は、補正及び修正しなければならない。

規則 919 開示の補正

如何なる削除又は追加も、出願日後に出願の開示を拡大して新規事項を導入するようなものであってはならない。明細書、クレーム又は図面のすべての補正、及び出願日後になされたすべての追加は、出願日の時点で存在していたものの少なくとも1に一致しなければならない。原開示からの逸脱か又は原開示への追加であるため、何れにも存在しない事項は、補足宣誓によって裏付けられる場合でも出願に加えることができず、別個の出願においてのみ提示又は主張することができる。

規則 920 クレームの補正

クレームは、特定のクレームを取り消し、新規クレームを提示し、又は特定の新規クレームの文言を修正して、補正することができる(当該補正クレームは、実質的に新規クレームである)。出願人は、新規の又は補正したクレームを提示する場合は、これらが、関連する記録上の引例又は拒絶理由をどのように回避するかを指摘しなければならない。更に、出願人は、出願審査手続を容易にするために、原開示で補正の基礎となった部分を応答書中で示すものとする。

規則 921 補正の方法

文書及び記録における抹消、追加、挿入又は変更は、出願人が行ってはならない。出願人による補正は、特定した補正がされるよう指示又は請求する本規則に基づく文書を提出することにより行う。出願書類から削除し又は出願書類に挿入する正確な語を明記し、削除又は挿入を行う正確な個所を表示しなければならない。原出願において補正案の基礎となる部分を表示しなければならない。

規則 922 補正事項の記入及び検討

(a)補正事項は、局が記入するものとし、取り消す語に赤インクで線を引いて削除案を示し、赤インクで置換又は挿入案を示し、小さい挿入事項は指定された場所に書き込み、大きい挿入事項は参照により表示する。

(b)通常、出願書類の補正が可能な期間中に提出された書面に提示された補正事項は、すべて記入され検討される。ただし、本条規則に従わない補正事項は、認められない。時宜を得ない補正文書については、記入及び検討が全部又は一部拒絶されることがある。

規則 923 図面の補正

局が許可する場合を除き、図面を変更することはできない。図面に示された構造の変更請求は、所定の手数料を納付した場合にのみ行うことができる。記録の一部とするための変更案を示す永久インクによるスケッチは、調査請求とともに提出しなければならない。図面の補正を請求する文書は、その他の文書と別個にしなければならない。図面は、署名の場合を除き、局から取り下げることができない。図面の差替は、通常、局が要求する場合を除き、如何なる場合にも認められない。

規則 924 補正事項の補正

補正した文言を補正する場合は、全体を書き直し、原挿入を取り消して、最終的に提示するときに当該文言に行間書き入れ又は削除がないようにしなければならない。補正により取り消した事項は、取り消した事項を新規の挿入事項として提示するその後の補正によってのみ回復することができる。

規則 925 明細書の差替

補正事項の数又は内容が、事案を検討すること又は印刷若しくは複写のために紙面を調整することを困難にする場合は、審査官は、明細書又はクレームの全体又はその一部を書き直すよう要求することができる。明細書の差替は、審査官が要求しない限り、通常は認められない。

い。明細書の差替要求は、特許付与から2月以内に、かつ、特許のIPO公報での公告の前に行うことができる。

規則 926 クレームの番号

クレームの原番号は、手続を通して維持しなければならない。クレームを取り消した場合は、残りのクレームに番号を付け直ししてはならない。クレームを補正によって追加したか又は取り消したクレームから差し替えた場合は、出願人は、これらに(記入の有無を問わず)既に提示している最大の番号が付されたクレームの次の番号から始まる連続番号を付さなければならない。出願が許可可能なものになった場合は、審査官は、必要な場合は、クレームの連続番号を、クレームが記載されている順序又は出願人が請求する順序で付け直すものとする。

規則 927 補正許可の拒絶に係る申請

補正許可への審査官による全部又は一部の拒絶に対する申請は、本規則に基づいて局長に行うものとする。

規則 928 審査官との面接；面接が許可されない場合

局に係属中の出願に関する審査官との面接は、出願人が提起することを希望する質問を明記した請求により、かつ、所定の手数料を納付した後にのみ行うことができるが、これに関して、審査官は、面接を許可するか又は代わりに質問に対して書面で回答するかを裁量する権限を有する。面接は、局の構内において、審査官が指定する通常の就業時間中に行う。審査官との面接又は協議は、すべて、その直後に文書にし、審査官及び出願人が署名する。当該文書は、局の記録の一部となる。係属中の出願を検討する面接は、同出願に関する最初の庁の処分の前に行ってはならない。

出願人による応答の期間；出願の取下

規則 929 期限までに応答しなかった場合の出願の取下

(a) 出願人が本規則に規定する期間内に出願を遂行しなかった場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。

(b) 応答期間は、適切かつ十分な理由がある場合に限り、かつ、指定された合理的な期間にわたり、延長することができる。当該延長の請求は、出願人による応答の期限が到来する日以前にしなければならない。審査官は、最大2回まで延長を認めることができるが、ただし、応答書を提出するために認められた当初期間を含む合計期間は、当該応答を求める庁の処分の郵送日から6月を超えないものとする。

(c) 出願が取り下げられたとみなされないようにするための出願の遂行には、当該事案の事情から必要とされる完全かつ適切な行為を含むものとする。庁による最終処分に応答していない補正は、当該出願を取り下げたとみなされることを防ぐことができない。

(d) 出願人による行為が、事案を最終処分に進めるための善意の試みであり、審査官の処分に対する実質的には完全な応答であるにも拘らず、ある事項の検討又はある要件の遵守を不注意により怠っている場合は、取下の問題を検討する前に、当該不作為を説明し、埋め合わせる機会を与えることができる。

(e) 署名が脱落した又は署名が不適切な文書の場合においては、正しく署名された写しの速やかな追認又は提出が認められる。

規則 930 出願の回復

手続の遂行を怠ったために取り下げられたものとみなされた出願は、当該懈怠が不正を受けたこと、事故、錯誤又は免責される過失によることを局長に納得させるように示した場合は、取下通知の郵送日から4月以内ならば、係属出願として回復することができる。

取り下げられたものとみなされた出願を回復するための申請には、次のものを添えなければならない。

- (1) 遂行を怠った理由を示すもの
- (2) 完全な応答、及び
- (3) 所定の手数料

本条規則に基づいて回復されない出願は、権利喪失をしたものとみなされる。

規則 931 出願の明示の取下

出願は、出願人本人及びもしあれば記録上の譲受人が署名し、かつ、当該出願を特定した取下宣言書を局に提出することにより、明示的に取り下げることができる。

第 10 部 特許の付与

規則 1000 特許の付与

出願が IP 法及び本規則の要件を満たす場合は、庁は、特許を付与する。ただし、すべての手数料を所定の期間内に納付することを条件とする。特許付与及び印刷のための所定の手数料が期限までに納付されない場合は、当該出願は、取り下げられたものとみなされる。(IP 法第 50 条)

規則 1001 特許の内容

特許は、フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し、特許局長が署名し、かつ、庁の登録簿及び記録に明細書、クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。(IP 法第 63 条)

規則 1002 特許の付与の公告

特許の付与は、他の情報とともに 6 月以内に IPO 公報において公告する。(IP 法第 52 条(52.1))

規則 1003

利害関係人は、庁のファイル中にある当該特許の完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。(IP 法第 52 条(52.2))

規則 1004 特許の存続期間

存続期間は、出願日から 20 年とする (IP 法第 54 条)。ただし、所定の年金が所定の期間内に納付されなかった場合、又は特許が IP 法及び本規則の規定に基づいて取り消された場合は、特許は失効する。

第 11 部 年金

規則 1100 年金

特許の最初の年金は、出願が公開された日から 4 年の満了時に納付期日が到来するものとし、その後、各周年日が年金の納付期日となる。納付は、当該期日の前 3 月以内に行うことができる。年金を納付する義務は、出願が取り下げられ、拒絶され、又は取り消された場合は終了する。(IP 法第 55 条)

規則 1101 出願の公開日

出願は、当該出願を内容に含む IPO 公報が発行された日に公開される。例えば、当該出願を内容に含む IPO 公報が 1999 年 1 月 15 日に発行された場合は、最初の年金は、2003 年 1 月 15 日が納付期日となる。

規則 1102 年金の不納、猶予期間

年金が所定の期間内に納付されなかった場合は、当該年金の不納通知が IPO 公報で公告される。公告後、当該通知は直ちに特許権者、出願人又は現地の代理人に送付されなければならない。

不納の通知が IPO 公報に公告されてから 6 月の猶予期間内に、年金と延納割増料及び公告料が全額納付されなければならない。猶予期間内において、当該年金、延納割増料及び公告料が納付されない場合は、特許出願が取り下げられたものとみなす通知、又は当該特許が元の年金納付期間の満了日の翌日に失効したとする通知が、発行され、IPO 公報において公告され、且つ庁の登録簿に記録されるものとする。

第 12 部 出願又は特許に影響するその他の手続

第 1 章 特許証の譲渡及びライセンスを含む特許の権原に影響するその他の証書の記録

規則 1200 特許又は特許出願の譲渡証の様式

受理されて記録されるためには、譲渡証は、次の通りでなければならない。

(a) 書面によるものとし、英語又はフィリピン語以外の言語による場合は、当該書類に英語の翻訳文を添付しなければならない。

(b) 公証人、又は宣誓を司り、その他の公証行為を行う権限を有するその他の上級職員の面前で確認を受け、当該公証人その他の上級職員の署名及び公印によって認証を受けなければならない。

(c) 譲受人がフィリピンに住所を有していない場合は、フィリピンに居住する代理人の選任書を添付しなければならない。

(d) 当該特許又は出願に関して錯誤がないように、関係する特許証を番号及び日付で特定し、特許に記載された特許権者の名称及び発明の名称を示さなければならない。特許出願の場合は、出願番号及び出願日を記載し、出願書類に記載された出願人の名称及び発明の名称も示さなければならない。ただし、出願書類の作成と同時に又はその後に出願書類が提出される前若しくは出願番号が確定する前に譲渡証を作成する場合は、出願書類の作成日及び出願人の名称並びに発明の名称により、当該出願を適切に特定しなければならない。

(e) 所定の記録及び公告手数料を納付しなければならない。

規則 1201 ライセンスを含む特許又は出願の権原に影響するその他の証書の様式

ライセンスを含むその他の証書の様式は、受理されて記録されるためには、前条規則の要件を遵守しなければならない。

規則 1202 譲渡証その他の証書は正副 2 通提出する

原本は、署名したその副本とともに提出しなければならない。原本を利用することができない場合は、代わりに原本の認証謄本 2 通を提出することができる。庁は、記録した後、署名された副本又は場合により認証謄本 1 通を保持し、原本又はもう 1 通の認証謄本を記録の事実を注記した上で提出者に返還する。

規則 1203 譲渡証その他の証書又はライセンスの記録日はこれらの提出日とみなされる

譲渡証その他の証書の記録日は、これらが求める記録及び公告のための手数料全額と共に適切な様式により庁に受領された日とする。

当該証書は、当該証書の日付から 3 月以内に又は後の取得若しくは譲渡抵当設定より前に庁において記録されない限り、有価約因による後の取得者又は譲渡抵当権者に対しては、無効であるものとする。(IP 法第 106 条)

記録したことの通知は、IPO 公報に公告される。

規則 1204 特許証は出願人の代わりに譲受人に発行することができる

係属特許出願の譲渡の場合において、特許証の実際の発行前に譲渡が庁において記録されて

いることを条件として、出願人の譲受人に特許証を発行することができる。

規則 1205 記録上の譲受人は庁の手續において行為することができる

特許権者又は出願人がすることができる又はしなければならない庁の手續における行為は、譲渡が記録されていることを条件として、譲受人がすることができる。

第2章 特許の権利放棄，訂正及び補正

規則 1206 特許の権利放棄

(a) 特許の所有者は、庁の記録にある特許及び特許に係る発明における若しくはそれについての権利，ライセンスその他の権利，権原又は利益を有する者の全員が宣誓した合意書をもって，当該特許又はそのクレームを取消のために権利放棄することができる。取消の申請は，申請人が適正に宣誓した書面によるものとし，海外で作成された場合は，認証を受けなければならない。(IP 法第 56 条)

(b) 何人も，特許の権利放棄について庁に対し異議を申し立てることができ，この場合は，局は，特許の所有者に通知し，その事項について決定をする。

(c) 庁は，特許を適正に権利放棄することができると認めた場合は，その申出を受理することができ，当該特許は，その受理の通知が IPO 公報に公告された日から効力を失う。ただし，この日より前の政府の役務のための当該特許発明の使用については，侵害訴訟を提起することができず，また，権利補償も生じない。(IP 法第 56 条)

規則 1207 庁による錯誤の訂正

局長は，庁の過失により特許証において錯誤が生じ，これが庁の記録に明確に示されているときは，特許権者又は記録上の譲受人の申請書正副 2 通に基づいて，かつ，特許権者に発行した特許証の写しの庁への提出に基づいて，当該特許証を，手数料なしで，記録と一致させるために訂正する権限を有する。(IP 法第 57 条)

規則 1208 出願における錯誤の訂正

局長は，利害関係人の請求及び所定の手数料の納付に基づいて，庁の過失によって生じたものではない形式上かつ事務的な性質の特許証における錯誤を訂正する権限を有する。(IP 法第 58 条)

規則 1209 特許における変更

特許の所有者は，次の目的で特許に変更を施すことを局に請求する権利を有する。

(a) 当該特許により与えられている保護の範囲を限定すること

(b) 明白な錯誤を訂正し又は事務的な誤りを訂正すること，及び

(c) (b) にいう錯誤又は誤りのほか，善意でした錯誤又は誤りを訂正すること。ただし，その変更によって当該特許による保護の範囲を拡張することになる場合は，その変更は，特許の付与から 2 年が経過した後は請求することができず，また，その変更は，公告当時の内容による特許に依拠していた第三者の権利に影響しないものとする。

規則 1210 補正又は訂正の様式及び公告

特許の補正又は訂正は，庁の印章により認証されて局長が署名した補正又は訂正の証明書を伴わなければならない。その証明書は，当該特許証に添付するものとする。補正又は訂正は，IPO 公報において公告し，庁が交付する特許の謄本は，補正又は訂正の証明書の謄本を含むものとする。(IP 法第 60 条)

規則 1212 発明の譲渡

譲渡は、特許及び特許に係わる発明における若しくはこれらについての権利、権原若しくは利益の全体について、又は特許及び発明全体の未分割持分についてすることができ、後者の場合は、関係人は、その共同所有者となる。譲渡は、特定の地域に限定してすることができる。(IP 法第 104 条)

規則 1213 共同所有者の権利

2 以上の者が、特許の共有としての付与によるか、特許及び特許に係わる発明における未分割持分の譲渡によるか又は当該持分の権利承継により、特許及び特許に係わる発明を共有している場合は、各共有者は、自己の利益のために当該発明を自ら生産し、使用し、販売し又は輸入することができる。ただし、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、又は持分に比例して他の共有者と利益を分配するのとなければ、ライセンスを付与し、又は自己の権利、権原若しくは利益若しくはその一部を譲渡することができない。(IP 法第 107 条)

第 13 部 申請及び不服申立

規則 1300 審査官の職務の内容

出願において及び審査官が参照した引例において明らかにされた事実並びに適用法(制定法及び判例法)に基づき特許出願を認めるべきか又は拒絶すべきかを決定する職務は、準司法的な職務であり、司法裁量権の行使を伴う。

従って、当該職務に関しては、局長は、審査官に対して直接的な管理、指揮及び監督を合法的に行うことはできず、特許付与及びその他の処分について審査官によってされる勧告の検討を通じて、また、申請又は不服申立に基づき審査官がなした不利な決定の検討を通じて統括的な監督のみを行うことができる。

規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分の適切性を問う局長への申請

審査官の繰り返し行なった処分又は要求は、それが不服申立の対象とならないもの及び他の適切な事情におけるものについては、局長へ申請をすることができる。当該申請及びその他することができる申請は、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含まなければならない。これらを裏付ける準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、場合に応じて、審査官に対し、申請において主張されている当該事項に関する審査官による決定の理由を記載した陳述書を提出するとともにその写しを申請人に提供するよう指示することができる。申請書の単なる提出は、不服申立の対象である審査官による処分の郵送日から起算して最長 6 月である審査官の処分への応答期間の経過を停止させることはなく、また、他の手続を停止させることもない。

規則 1302 局長への不服申立

すべての特許出願人は、審査官による特許付与の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができる。また、本規則が審査官に第 1 審管轄権を与える事項における審査官による不利な処分についても、局長に不服申立をすることができる。出願人、申請人又は特許権者は、不服申立の適用上、審査官による同一の理由に基づく 2 回目の不利な決定を確定的なものともみなすことができる。

規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

審査官による最終決定は、認められた期間内に局長に不服申立がされなかったか又は不服申立がされてもそれが遂行されなかったものであるとき、事実上確定したものとみなされ、同一の主題に関するその後の処分について、既判力を有するものとする。

審査官による実体的事項に関する処分について出願人が応答しなかったために出願が放棄されたものとみなされる場合においても、その出願が取り下げられたものと宣言する確定した命令は、同様に、既判力を有する。

規則 1304 不服申立の期間及び方法

申請又は不服申立は、その対象である処分の郵送日から 2 月以内に、申請書正副 2 通又は不服申立書を提出し、かつ、所定の手数料を納付することにより提起しなければならない。申請又は不服申立を提起する種々の理由を明記し、かつ、申請人、不服申立人又はその記録上の

代理人が署名しなければならない。本規則に規定する期間は、如何なる場合も、申請又は不服申立の対象である処分の郵送日から最長6月を超えないものとする。

規則 1305 不服申立人の準備書面が必要である

不服申立の場合は、不服申立人は、不服申立の日から延長が認められない2月以内に、その不服申立を維持するための論拠及び主張の準備書面を提出しなければならない。認められた期間内に準備書面を提出しないときは、不服申立は却下される。

規則 1306 審査官の答弁

審査官は、申請書又は不服申立人の準備書面に対する答弁書の提出を審査官に指示する局長の命令から2月以内に、当該答弁書を提出しなければならない。審査官は、当該答弁書の写しを申請人又は不服申立人に送達する。

規則 1307 不服申立人の応答

不服申立の場合は、不服申立人は、審査官の答弁書の写しを受領した日から1月以内に、その答弁書で提起された新たな事項のみについての応答準備書面を提出することができる。

規則 1308 長官への不服申立

局長の決定又は命令は、不服申立人がその写しを受領した後15日で確定する。ただし、当該期間内に再審理申立が局長にされた場合、又は不服申立が不服申立書の提出及び所定の手数料の納付によって長官にされた場合はこの限りでない。

局長の決定又は命令についての再審理申立は、1回のみ認められる。

規則 1310 局長の見解

局長は、長官の求めがある場合は、不服申立人の準備書面について1月以内に自己の見解を提出しなければならない。

規則 1311 上訴裁判所への上訴

長官の決定は、地方裁判所の決定についての上訴に適用される裁判所規則に基づいて上訴裁判所への上訴が遂行されない限り確定する。長官の決定又は命令についての再審理申立は、認められない。

最終規定

第1条 通信

次の規則を、特許権者／出願人と庁又は局との間の通信に適用する。

(a) 事務手続は書面により行うこと。庁又は局との事務手続は、すべて書面によって処理しなければならない。処分は、専ら書面記録に基づいてなされる。口頭による約束、合意又は了解があるとされても、一切考慮に入れない。

(b) 出願人及び他の者の出頭は不要であること。別段の規定がある場合を除いて、出願人及び他の者の庁への出頭は不要である。その事務手続は、通信により処理することができる。

(c) 通信は、特許局長の名義によること。局の管轄に属する事項に関する庁の書状はすべて、特許局長の名義で送付しなければならない。当該事項に関するすべての書状及びその他の通信は、特許局長宛としなければならない。他の上級職員宛とした場合は、通常、返還される。

(d) 事件ごとに書状を別にする。書状は照会の主題ごとに個別に作成しなければならない。

(e) 出願に関する書状。書状が出願に関するときは、出願人の名称、発明の名称、出願番号及び出願日を記載しなければならない。

(f) 付与された特許に関する書状。書状が付与された特許に関するときは、特許権者の名称、発明の名称、特許番号及び特許権付与の日を記載しなければならない。

(g) 情報を提供することができない事項。庁は、特許取得の求めが主張されている発明の新規性又は進歩性についての特許出願に先立つ照会には答えることはできない。

ある特許出願を行うことの適否については、出願人は、自身で判断するか又は弁護士若しくは特許代理人に相談しなければならない。庁は出願人に開かれており、出願人又は出願人が助力を求める弁護士若しくは代理人は、付与されたすべての特許に関するその記録を閲覧することができる。これ以上については、庁は、出願が法律又は本規則に定める態様で庁に対して正規に行われるまでは、出願人を援助することができない。前記のような照会を行う者に対しては、庁による丁重な回答として、該当する部分に印を付して、法律、規則又は情報の回状の写しを送付する。

審査官の要録は、公衆の閲覧に供さない。

このことを、特許法に関する認識を向上させるために庁が何れかの態様で情報普及活動を行うことを妨げるものと解釈してはならない。

第2条 手数料及び料金は前納すること；前納すべき手数料及び料金

速達料金、運賃、郵便料金、電話代、用紙代その他関連経費を含むファクシミリ料金、及び庁に送付する事物に関する他のすべての料金は、全額を前納しなければならない。そうしない場合は、庁は、当該事物を受領せず、また、当該事物について何らの処分も行わない。

庁は、役務の提供に先立って、庁に納付されるべき出願手数料並びにすべての他の手数料及び料金を事前に徴収するものとする。

第3条 実施

役務提供の見地から、局の組織が整うまでは、本規則を実施するために必要な職務は、特許・商標・技術移転局の化学審査部の長及び機械・電気審査部の長が推薦して長官が指名した旧特許・商標・技術移転局の職員、又は既に任命され権原を有している特許局長、又は長官が

指名する管理官若しくは担当官が遂行する。

第4条 廃止

本規則，特に特許事件の実務規則(改正を含む)と一致しないすべての規則，覚書，回状及び覚書回状並びにその部分は，これに基づいて出願され，かつ，特許・商標・技術移転局において係属中であるすべての特許出願及びこれに基づいて付与された特許に適用する範囲内に限り尚も効力を有することを条件としてここに廃止する。

第5条 可分性

本規則の何れかの規定又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても，本規則の他の規定は，これによって影響を受けない。

第6条 認証謄本の提供

Eduardo Joson 第2記録官には，ここに，本規則の認証謄本3通をフィリピン大学法律センターに，認証謄本各1通を大統領府，フィリピン上院，下院，フィリピン最高裁判所及び国立図書館に直ちに提供することを指示する。

第7条 施行

本規則は，一般紙における公示から15日後に施行する。